2　障害者加算

⑴　加算額（月額）

		⑵のアに該当する者	⑵のイに該当する者
在宅者	１　級　地	27,460円	18,300円
	２　級　地	25,540	17,020
	３　級　地	23,620	15,750
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		22,850	15,230

㈫　（略）

⑵　（略）

⑶　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第１に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第１条に規定する施設に入所している者を除く。）については、別に16,560円を算定するものとする。

⑷　⑵のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に13,890円を算定するものとする。この場合においては、⑸の規定は適用しないものとする。

⑸　介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、75,820円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

3　介護施設入所者加算

介護施設入所者加算は、介護施設入所者基本生活費が算定されている者であつて、障害者加算又は８に定める母子加算が算定されていないものについて行い、加算額（月額）は、10,120円の範囲内の額とする。

4　在宅患者加算

⑴　加算額（月額）

級　地　別	加　算　額
１級地及び２級地	13,590円
３　級　地	11,550

⑵　（略）

2　障害者加算

⑴　加算額（月額）

		⑵のアに該当する者	⑵のイに該当する者
在宅者	１　級　地	26,810円	17,870円
	２　級　地	24,940	16,620
	３　級　地	23,060	15,380
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		22,310	14,870

㈫　（略）

⑵　（略）

⑶　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第１に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第１条に規定する施設に入所している者を除く。）については、別に16,100円を算定するものとする。

⑷　⑵のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に13,490円を算定するものとする。この場合においては、⑸の規定は適用しないものとする。

⑸　介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、73,170円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

3　介護施設入所者加算

介護施設入所者加算は、介護施設入所者基本生活費が算定されている者であつて、障害者加算又は８に定める母子加算が算定されていないものについて行い、加算額（月額）は、9,880円の範囲内の額とする。

4　在宅患者加算

⑴　加算額（月額）

級　地　別	加　算　額
１級地及び２級地	13,270円
３　級　地	11,280円

⑵　（略）